

## 事例2「他人の物をとらないことや買い物のルールを体験的に学ぶ取組」(小学校)

### 取組のポイント

- ・本取組は、少年補導職員と児童が事例に基づいた活発な議論をしていく中で、県で実施している非行防止教室の取組を活用したものであり、地域ぐるみで万引き等の防止を推進している点が特徴である。
- ・小学校低学年においては、よいことと悪いことへの区別に関する正しい認識をはぐくむ取組を系統的に行うことが重要である。また、具体的な事例を通じて、人の物をとることは悪いことであり、人の物をとると自分も周りの者をも傷つけることに気付かせることが重要である。

### 活動の流れの概要

・事前の体験活動  
町へ出て買い物探検(生活科)

・少年補導職員との連携による非行防止教室  
少年補導職員を招いて、  
日常生活や学習の適応に関する指導(学級活動)

・事後の体験活動  
改めて町へ出て買い物をし、  
どのようなことに気を付ければよいか等について作文(生活科)

・家庭や地域への情報提供  
学校・学年、学級だより等において協力・支援を要請

### 教育課程上の位置付け

事前の体験活動(生活)

学級担任・少年補導職員による授業(特別活動)

事後の体験活動(生活)

### 実施までの経緯

- ・本県では、県警本部において各地域での非行防止教室を推進しており、少年補導職員又は警察官が、小学生及び中学生の道徳授業などにゲストティーチャーとして参画し、それぞれの担任教諭と連携して、社会規範を守る大切さを教え、児童生徒の規範意識の高揚を図っている。
- ・本取組においては、実際にあった非行事例を、動機場面、非行場面、非行の発覚場面、事後場面ごとにテキストやパネルで説明し、各場面ごとに問題を提起しながら、結論だけを教えるのではなく、児童生徒自身にディスカッションさせる参加型の手法で、非行がなぜいけないのか、自分自身がどうなるのか、保護者がどうなるのかなど、社会の基本的ルールを守る大切さについて、自ら考えさせ理解させることを目標にしている。
- ・また、授業に必要なテキスト、パネル及び進行要領は県警において準備するが、個々の授業に関しては、担任教諭が学習指導案を作成するとともに、授業の進行やねらい、役割分担など、事前打ち合わせを十分に行うとともに、警察職員も知識、経験を生かした内容を取り入れるなど効果的手法の研鑽に努める。
- ・こうしたことを踏まえ、本県では校内生徒指導委員会を中心として子どもの健全育成にかかる諸活動を実施しているほか、校長、教頭、生徒指導主事を中心に、警察署、少年サポートセンター、児童相談所等との連携を図っているが、低学年については、生活科の充実を図ることで非行防止の取組の充実につなげることを検討しており、生活科の流れの中で非行防止教室を取り入れることとなった。



(県警が作成したテキスト)

## 事前の取組

- ・児童に一定の所持金を持たせて、校区内の店へ行き、買い物やおつかいを体験した。
- ・その際、購入物や使用金額は児童の判断に任せるかわりに、レシートを必ずもらうよう指導するなど、金銭の管理を徹底させた。
- ・また、活動を振り返り、購入物、購入したときの考えたこと、気持ち等を記録させ、事後の指導に生かすようにした。



### 「生活科」とは

・生活科は学習指導要領において、小学校の第1・2学年において行うことが規定されている。生活科は具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養うものである。

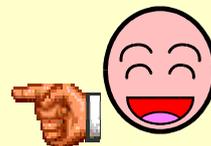
・ねらいとしては、自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心を持ち、それらに愛着をもつことができるようにするとともに、集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、適切に行動できるようにすること、また、身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどを言葉、絵、動作、劇化などにより表現できるようにすること等があげられる。



## 非行防止教室の開催

- ・学級担任及び少年補導職員による授業を学級活動の中で実施した。
- ・買い物体験を思い出しながら少年補導職員の話聞くことができるように学級担任が導入を担当するなど、主要な話は補導員にお願いする一方、適宜挿絵等も活用して、子どもたちが話をイメージ化できるようサポートする体制を事前に分担した。
- ・話の流れの中で、このような状況が身近にあることをとらえさせるとともに、特に他人の物を取った時の気持ちや心の揺れを理解させるように心がけた。また、ほしい物があるとき、時には我慢することも大切であることをおさえるようにした。

### 挿絵の例



実施場所・・・特別教室（多目的室）

講師・・・少年補導職員

対象者・・・本学校（小学校）の2年生  
非行防止教室のスケジュール

- ・担任による導入
- ・少年補導職員による講話
- ・担任によるまとめ

AさんがBさんの家に遊びに行った時のことです。

Bさんのへやには、ゲームやカードがたくさんあります。

Bさん 「この カード、おばあちゃんが買ってくれたんだよ。」

Aさん 「いいな、Bは。何でもたくさん買ってもらって。ぼくのほしい カードがたくさんある」  
しつもん： ほしい物がある時、みんなはどうしているの？

### 取組のポイント

- ・取られた人の気持ちを考えさせる。
- ・保護者が悲しい気持ちになっていることに気付かせる。保護者にも責任が及ぶことを理解させ、その時の親の気持ちも考えさせる。
- ・学んだことをその場で自分の言葉で表現し、定着化を図る。
- ・社会のきまりを守って行動することの大切さを実感させる。
- ・感想の内容について適宜発表させ、きまりを守って行動しようという思いに共感しながら発表を聞く。



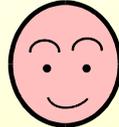
取られたBさんはどんな気持ちかな？

(少年補導職員)

一緒に謝りに行ったお家の人の気持ちを想像してみよう。



(少年補導職員)



少年補導職員さんのお話を聞いて考えたことを感想文にしましょう。

(学級担任)

### 事後の取組

- ・これまでの活動と関連付けて、規範意識の深化について確認するとともに、社会性の醸成を図る。
- ・学校、学年、学級だよりを発行し、地域や保護者に協力や支援を求めている。
- ・お便り等で児童の活動の様子や考えを知らせる。
- ・保護者会等の機会に防犯教育や金銭教育等について話題として取り上げる。



### 本プログラムの活用により期待される成果と活用上の留意点

#### 成果

- ・人の物を盗んではいけないということは、道徳教育においても「よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う」、「うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する」、「約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ」などが観点として書かれている。
- ・本プログラムは、教員と少年補導職員との連携を通じて、児童は現状を踏まえた教師の働きかけにより、より身近な話題から展開され、段階的にねらいに近づくことができるとともに、教師が児童の意見や反応を知ることができ、今後の課題や問題点に気付き、継続的に普段の生活指導、道徳授業につなげることができる。さらに、健全育成にとって大きな役割を持つ家庭に対して、本活動の内容を保護者に伝え、児童と保護者が互いに連絡をとりながらお金の使い方について考えられるようになった。
- ・また、多くの児童にとって、全く未知の組織である「警察」での事例を、実際に「警察」の職員が話すことで興味・関心を強く持つことができ、真剣に課題に取り組むことができることが期待される。

#### 留意点

- ・本事例の活用を通して、非行防止教室の実施だけでなく、金銭感覚や物への価値観、道徳観をはぐくむための取組を繰り返し行うことが必要である。